

公示番号：170693

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：医療機器関連人材にかかる情報収集・確認調査（研修施設計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：研修施設計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月下旬から2017年12月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.35M/M、現地 0.33M/M、合計 0.68M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	10日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月13
日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計 100 点)

類似業務	研修施設計画
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

近年、ミャンマー保健・スポーツ省は、質の高い医療サービスを提供するため、公立主要病院に積極的に医療機器を導入している。また、援助機関等からの提供により最新型の医療機器も取り入れられ、求められる管理も高度化している。しかし、医療機器の保守管理を行うための予算は十分に確保されておらず、各病院で医療機器管理にあたる人材もほとんど配置されていない。各ドナーから寄付された機器はメーカーが様々で、管理も修理も煩雑であるうえ、メンテナンス契約は付随していない。また、外資企業の現地拠点設置が進む東南アジア地域においても、主要企業のミャンマーへの進出は遅れており、メーカーによる対応も不可となっている医療機器が多い。その結果、基本的な設定が行えない、故障原因が究明できない等の理由で、まだ使用年数の浅い医療機器が十分に活用されていない現状がある。

我が国では、医療機器の保守管理、運用にあたる人材を育成するため、1987年に臨床工学技士法が整備された歴史があるが、ミャンマーではいまだこのような法律も資格も整備されておらず、したがってその教育環境も存在していない。ミャンマーの医療教育環境は、国立医科大学5校を筆頭に、歯科大学、看護大学、薬科大学、医療技術大学各2校が存在するが、現在医療技術大学において養成されているのは放射線技士、臨床検査技師、理学療法士、義肢装具士のみである。

2016年、保健・スポーツ省は、医療機器の保守管理の必要性を認識し、約100名のメディカルエンジニア候補者を新規雇用し、主要病院に配置する対策をとった。しかし、彼らは工学部出身で医療機器に関する教育的背景はなく、現場では活用されていない実情がある。こうした現状認識に基づき、2017年5月に「医療機器関連人材にかかる情報収集・確認調査」の第1回現地調査を行い、課題の把握と対応策の検討を行った結果、ヤンゴン医療技術大学にメディカルエンジニア養成1年コースを開設する必要性が確認された。

本業務は、メディカルエンジニア養成1年コースの、研修施設の改修計画を検討するものである。研修施設として、ヤンゴン医療技術大学隣接の保健・スポーツ省医療サービス局所有のワークショップの活用が見込まれている。当ワークショップは、2013年までWHOによるバイオメディカルエンジニア研修に使用されていた経緯があり、研修施設として適した内部構造をしている。しかし、老朽化のため改修と、使用目的に合わせた間取り変更、ユーティリティーの整備が必要であると考えられる。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、JICA職員等と協議・調整しつつ、メディカルエンジニア養成1年コースの、研修施設の改修計画を検討する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2017 年 10 月下旬～11 月上旬)
- ①関連報告書等の資料・情報を収集・分析の上、医療機器を用いたメディカルエンジニアの研修・実習を行う施設 (学生 25 名程度、実習室・講義室各 2 室程度) に必要な施設の仕様、ユーティリティー等の設備を整理、検討する。必要に応じ、JICA 調査団参加の日本の臨床工学技士の教育関係者より、必要な施設・設備に関する情報を収集する。
 - ②現地調査で確認すべき項目を整理し、必要に応じ、ミャンマー側関係機関 (保健・スポーツ省医療サービス局、ヤンゴン医療技術大学) に対する調査票 (案) (英文) を作成する。
- (2) 現地業務期間 (2017 年 11 月上旬～11 月中旬)
- ①保健・スポーツ省医療サービス局所有のワークショップ建屋において、現状把握・分析を行い、施設改修の計画案を策定する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 研修棟の改修のための調査
 - (a) ヤンゴン医療技術大学の関係者に施設改修に関する要望を聴取する。
 - (b) メディカルエンジニア養成 1 年コースを実施するために、改修、間取り変更の必要な箇所を分析する。
 - (c) 実習機材使用に要する上下水道、電源の改修内容について検討する。
 - (d) 空調設備の取り換え工事の要否、内容について検討する。
 - イ) ドミトリー棟の改修のための調査
 - (a) トイレ、浴室の改修内容について検討する。
 - (b) 老朽箇所の改修内容について検討する。
 - ウ) 上記の検討結果を踏まえ、改修工事仕様書及び平面図を英語で作成する。
 - エ) 改修工事を実施可能な現地業者に関する情報を収集する。
 - オ) 現地業者 2 社程度から参考見積もりを取得し、概算額を算出する。参考見積りの取得が困難な場合は、類似する工事の実績から工事単価に関する情報を収集し、概算額を算出する。
 - ②現地調査結果を JICA 本部、ミャンマー事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2017 年 11 月中旬～12 月上旬)
- ①工事仕様書、平面図を精査し完成させるとともに、算出された概算額を含む調査報告書を作成する。
 - ②国内打合せに出席し、調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- | | | |
|------------------------|------|-----|
| (1) 工事仕様書、平面図 (英文) | 簡易製本 | 3 部 |
| (2) 工事概算額を含む調査報告書 (和文) | 簡易製本 | 2 部 |
- 上記いずれも、電子データでも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2017 年 11 月 5 日～11 月 14 日頃を予定しています。

②現地での業務体制

JICA 本部担当者、JICA ミャンマー事務所と適宜連絡をとりながら、単独で調査を行っていただきます。

③便宜供与内容

JICA ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供あり

エ) 通訳備上

現地業者との見積もり交渉のため、現地滞在 10 日間のうち、5 日間は通訳備上あり。

オ) 執務スペースの提供

JICA ミャンマー事務所での執務可

カ) 携帯電話の貸与

本体、SIM カードの貸与可

キ) 招聘状取り付け

VISA 取得に必要なミャンマー保健・スポーツ省からの招聘状取り付けは JICA が行う。(VISA 申請は本人が行う。)

ク) 現地日程のアレンジ

必要に応じミャンマー側 C/P へのレターの発出は JICA が行う。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム(TEL:03-5226-8464)にて配布します。

医療機器関連人材にかかる情報収集・確認調査 第 1 回現地調査報告書
(2017 年 5 月派遣)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとしてします。)

ア) 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

イ) 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上